

指定ごみ袋の卸価格の値上げについて

原油高による原材料等の高騰のため、ごみ袋卸業者から、指定ごみ袋の卸価格を値上げするとの申し出がありました。これにより指定ごみ袋の販売価格の値上げが予想されます。

なお、大きさ、デザインなどは変更ありません。詳しくは、QRコードからご確認ください。

対象製品
安達地方広域行政組合指定ごみ袋の全製品(家庭系、事業系)

値上げの開始時期
10月1日出荷分から

値上げ率
現行卸価格の10%
※販売価格は、各店舗により異なります。



◎問い合わせ：
もとみやクリーンセンター

☎(33) 5499
生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103
Fax(22) 4479

「スプレー缶」「ライター」「プロパンガスボンベ」のびみ出しに注意しましょう

スプレー缶(カセットボンベ、ヘアスプレー、殺虫スプレーなど)やライターを捨てる際は、事故防止のため、次の点に注意してごみステーションに出してください。

スプレー缶の捨て方
手順1
缶の中身を完全に使い切る

缶を振って音がしたら、まだガスが残っている証拠です。スプレー缶は最後まで使い切らしましょう。

残ったガスを出し切るための残ガス排出機構がついている場合があります。スプレー缶に中身の出し方が書いてある場合はそのとおりにしてください。

**手順2
缶に穴を開ける**

必ず中身を使い切り、屋外で穴を開けてからピンク色の指定袋(破砕するごみの袋)でごみステーションに出してください。中身が残ったままの状態です。穴を開けたり、火の気があるところや、風通しの悪い屋内で穴を開けることは、非常に危険です。

穴を開ける専用の道具はスパーやホームセンター等で購入できます。



(道具で穴を開けている様子)

ライターの捨て方

ライターはガスを使いきつてから、ピンク色の指定袋(破砕するごみの袋)でごみステーションに出してください。

プロパンガスボンベの捨て方

プロパンガス(LPガス)ボンベは、ごみステーションでの回収ができません。購入業

者またはお近くの取扱業者に処分依頼してください。



ごみの適正な処理にご協力ください

全国ワースト2位

福島県は、1人当たりのごみの排出量とリサイクル率が全国ワースト2位です。分別を適切に行い、ごみの減量化と資源化を進めましょう。

分別を適切に行いましょう。不要なものがごみになるとは限りません。再利用可能か、資源になるかを考えた上で分別しましょう。

まだ使える物は、リサイクルショップを活用するなど、ごみの減量化を図りましょう。

ルールを守って
ごみステーションは地域の行政区等で管理しています。利用できるごみステーションは、住んでいる場所ですべて決められています。また、ごみ出しは午前6時〜8時までにしてください。

場所や時間を守らなかったりして、トラブルとなってしまうケースもあります。

相続遺言の無料相談会
4日間開催 事前予約制 10:00~15:00
8/2[水] 9[水] 23[水] 30[水]
相談会場 おおたま法務事務所
福島県安達郡大玉村 玉井字の郷86番地1 ヌールハウムの郷0号室
専門家 司法書士 丹治 泰弘
(福島県司法書士会 福島支部 支部長)
行政書士
ご予約ダイヤル | 事前予約制 (お電話でお申込下さい)
0243-24-6585

◎問い合わせ：
生活環境課環境衛生係
☎(55) 5103
Fax(22) 4479
または各支所地域振興課



ごみは指定された袋で
ごみは、指定された袋で出しましょう。無地のゴミ袋やレジ袋で出されたものは、収集できませんのでご注意ください。

税金



特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等)の 標識交付が始まりました

令和5年7月より原動機付自転車の定義が変更され、次の規格等に該当する電動キックボード等について、軽自動車税の標識(ナンバープレート)登録が必要になりました。

特定小型原動機付自転車

- ・自転車とほぼ同様の交通ルール
- ・運転免許不要
- ・16歳以上のみ運転可能
- ・法定速度 時速20km
- ※装置による制御
- ・最高速度表示(緑色点灯)
- ・標識(ナンバープレート)
- ・縦横10cm
- ・車体寸法
- 長さ190cm以内
- 幅60cm以内

特別特定小型原動機付自転車

- ※特定小型原動機付自転車のうち歩道通行(歩行者等専用道路の道路標識がある歩道)

道)が可能なもの
・自転車とほぼ同様の交通ルール

- ・運転免許不要
- ・16歳以上のみ運転可能
- ・法定速度 時速6km
- ※装置による制御
- ・最高速度表示(緑色点滅)
- ・標識(ナンバープレート)
- 縦横10cm
- 車体寸法
- 長さ190cm以内
- 幅60cm以内

交付場所

- ・税務課市民税係
 - ・各支所地域振興課地域振興係
- 交付手続きに必要なもの**
- ・特定小型原動機付自転車等に該当することが分かる書類

問い合わせ先

税務課市民税係
☎(55)5085
Fax(22)0790



個人事業税のお知らせ

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法令で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。

課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から8月10日に納税通知書が送付されます。

納期限

- ・第1期分：8月31日(木)
- ・第2期分：11月30日(木)

※2回に分けての納付となります。ただし、税額が1万円以下の場合、8月31日までに一括納付となります。

口座振替制度のご利用を!

個人事業税の納付には、口座振替制度が利用できます。手続用紙は、納税通知書に同封しています。

問い合わせ先

福島県県北地方振興局
個人事業税
県税部課税第一課
☎024(521)2692
☎024(521)2684

消費税のインボイス制度 に関する説明会

日時等

8月29日(火)

①消費税の課税事業者向け
午前10時～正午

②消費税の仕組みから知りたい方向け

午後2時～4時

会場

二本松税務署1階会議室

(二本松市亀谷1-29)

定員

各回10人(先着順)

申込方法
左記まで電話でお申し込みください。

申込期限

8月24日(木)午後5時

その他

説明会終了後、登録要否を検討している事業者の方を対象に「登録要否相談会」を同時開催します。

問い合わせ・申し込み

二本松税務署
☎(22)1192



未来の技術を体験しよう!

受講生募集中

国土交通省 登録講習機関

JDOドローンスクール・二本松校

お問合せは

てっせんや
(株)鐵扇屋

二本松市油井字八軒町45 TEL: 0243-22-1322
http://www.nihonmatsu-drone.com

相続サポートあだち

相続/遺言無料相談会

◇9月1日(金) 午後6時～8時

◇二本松市勤労者研修センター2階(郭内北小隣り)

◎電話で石川までご予約下さい。 ◎相続遺言に係る文書作成に関する相談会です。 ◎守秘義務を守りますので安心してご相談下さい。

〈相談員〉行政書士 石川晃雄(☎23-4460)

菅野光夫(下川崎字下杉ノ内24-1)

佐藤直人(油井字前作171) 秋山孝雄(諸越谷86-1)